

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対し
提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間:平成22年6月2日(水)～同年7月1日(木)】

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>この省令改正案は、地上デジタル放送を良好に視聴するための有用な制度改正と考えられますので、是非実施されますよう希望いたします。</p> <p>【東京メトロポリタンテレビジョン(株)】</p>	<p>本件の変更案を支持するご意見として承ります。</p>
2	<p>電波法施行規則の一部改正案等に対する本案の法手続きの簡素化は、望ましい方向ではあると考えますが、これに連動し、UHF62CHからUHF53CHの帯域は、今後テレビ以外の新たな電波利用をすることを考慮すると、テレビ受信機的设计、ブースターやフィルタ等の技術規格を新たに定め、移行後の電波利用に影響が出ないように直ちに対応措置を講じるべきであると考えます。</p> <p>また、将来ワイヤレスブロードバンドの帯域は、更に必要となることが予測され、これに対応するためには放送帯域の更なる縮小を図るべきであると考えます。</p> <p>具体的には、放送帯域はUHF 53CHから更に効率的な利用を図り、望ましくはUHF33CH以下、少なくともUHF43CH以下に縮小するべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株)】</p>	<p>本件の変更案を支持するご意見として承ります。</p> <p>なお、「連動」することとして頂いたご意見については、今回の意見募集の対象外と考えます。</p>